# 第8回阿蘇市議会会議録

- 1. 平成 26 年 12 月 5 日 午前10 時 00 分 招集
- 2. 平成 26 年 12 月 8 日 午前10 時 00 分 開議
- 3. 平成 26 年 12 月 8 日 午後 2 時 03 分 散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6. 出席議員及び欠席議員

# 出席議員

1	番	谷	﨑	利	浩	2	番	烹	田	浩	文
3	番	菅		敏	德	4	番	市	原		正
5	番	四	南	善	範	6	番	森	元	秀	_
7	番	河	﨑	德	雄	8	番	市	原		新
9	番	大	倉	幸	也	10	番	湯	淺	正	司
11	番	田	中	弘	子	12	番	五.	嶋	義	行
13	番	野	田	好	_	14	番	髙	宮	正	行
15	番	井	手	明	廣	16	番	Ш	端	忠	義
17	番	髙	宮今	朝	秀	18	番	藏	原	博	敏
19	番	古	澤	或	義	20	番	田	中	則	次
21	番	古	木	孝	宏	22	番	阳	南	誠	蔵

# 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐 藤 義	興 副	市	亳 宮	川 湟	喜 喜
教 育 長	阿 南 誠 一	郎 総	務部	長 和	田 -	彦
市民部長	佐 藤 菊	男 経	済 部 :	ē 渡	邊考	芒 司
土 木 部 長	伊 藤 繁	樹 教	育部.	曼 園	田	<u> </u>
総 務 課 長	高 木	洋 福	祉課.	€ 山	口	生 生
農政課長	本 山 英	二  建	設 課	美 井	J	, 夫
市民課長	橋 本 紀 代	美 ほ	けん課	曼 岩	下ま	ゆみ
観光まちづくり課長	吉 良 玲	二 住	環境課	曼 阿	部質	5 生
財 政 課 長	宮 崎	隆 教	育委員会教育課	長 日	田 勝	<b>声</b> 也
農業委員会事務局長	田口	求 水	道課	曼 丸	野	崔 司
阿蘇医療センター事務局長	井 野 孝	文				

# 8. 職務のため出席した事務局職員

 議会事務局長
 石
 嵜
 寛
 二
 議会事務局次長
 若
 宮
 一
 男

 書
 記
 佐
 藤
 由
 美

# 9. 議事日程

開会(開議)

議事日程の報告

日程第1	議案第 99 号	地方教育行政の組織及び運営に関する	法律の一部を改正する法
		律の施行に伴う関係条例の整理等に関	する条例の制定について
日程第2	議案第100号	阿蘇市生活相談センター設置条例の制定	について
日程第3	議案第101号	阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正す	ト る条例の制定について
日程第4	議案第102号	平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算に	こついて
日程第5	議案第103号	平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別会計	甫正予算について
日程第6	議案第104号	平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別	別会計補正予算について
日程第7	議案第105号	平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会認	<b>計補正予算について</b>
日程第8	議案第106号	平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業物	特別会計補正予算について
日程第9	議案第107号	平成 26 年度阿蘇市水道事業会計補正予	算について
日程第10	議案第108号	平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算	草について
日程第11	議案第109号	新市建設計画の一部変更について	
日程第12	議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)
日程第13	議案第111号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市一の宮町中央駐車場)
日程第14	議案第112号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市古代の里キャンプ村)
日程第15	議案第113号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市神楽苑)
日程第16	議案第114号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市波野高原やすらぎ交流館)
日程第17	議案第115号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市森の体験交流施設)
日程第18	議案第116号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市ASO田園空間博物館総合案內所)
日程第19	議案第117号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市駅前噴水広場)
日程第20	議案第118号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)
日程第21	議案第119号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市阿蘇中央公園)
日程第22	議案第120号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市農畜産物処理加工施設)
日程第23	議案第121号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市農村環境改善センター)
日程第24	議案第122号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市高品質堆肥製造施設)
日程第25	議案第123号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市光ネットワーク施設)
日程第26	議案第124号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市阿蘇体育館)
日程第27	議案第125号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市阿蘇体育館武道場)
日程第28	議案第126号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市阿蘇多目的広場)
日程第29	議案第127号	公の施設の指定管理者の指定について	(阿蘇市阿蘇農村公園あぴか)

日程第30 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市温水プール・温泉施設)

日程第31 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市交流促進センター)

日程第32 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市就業改善センター)

日程第33 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市一の宮体育館)

日程第34 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮運動公園)

日程第35 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について (層計-0階絵類センターグラウンド)

日程第36 議案第134号 字の区域の変更について

日程第37 議案第135号 土地改良事業の計画変更について

日程第38 議案第136号 工事請負契約の変更について

日程第39 議案第137号 市道路線の廃止について

日程第40 議案第138号 市道路線の認定について

日程第41 請願第 2 号 「消費税の増税中止する」を要請する請願書

日程第42 請願第 3 号 「灯油高騰の緊急対策として、福祉灯油の実施を求める」を要請

する請願書

日程第43 請願第4号 「農協改革」に関する請願書

#### 10. 追加議事日程

#### 開議宣告

#### 議事日程の報告

日程第1 発議第1号 阿蘇地域住民の早急な安心・安全な暮らしの実現に向けた緊急決議

#### 午前10時00分 開議

#### 開議宣告

○議長(阿南誠蔵君) おはようございます。

ただ今の出席議員は22名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。

尚、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元の配布のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

# 日程第1 議案第99号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第 1、議案第 99 号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(和田一彦君) おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第99号「地方教育行政の組織及び運営に関する 法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」ご 説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

条例の内容につきましては、議案集の3ページ、4ページでご説明させていただきます。 まず、第1条「阿蘇市公告式条例」の一部改正でございます。

これにつきましては、第5条、要は、法の改正に伴います引用条文番号の変更ということ でございます。これまでは、法律第14条ということになりましたが、1条繰り下がりまして、 法律第15条というような改正でございます。

次に 4 ページ、第 2 条「阿蘇市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件 に関する条例」の一部改正でございます。

この内容につきましては、第1条、この条例の趣旨が書いてある訳でございますけども、 この根拠条文が、これまでは教育公務員特例法というのを根拠にしておりましたけれども、 今度の条例改正によりまして、地方自治法第204条を条例の根拠というふうに変更するもの でございます。

それから、その下にさがりまして、第3条「阿蘇市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び 費用弁償に関する条例」の一部改正でございます。

今回の、法律の改正に伴いまして、教育委員会の中に委員長の職がなくなるというふうな ことになります。従いまして、表のとおり、委員長の欄を削除するものでございます。

次に、第4条「阿蘇市学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例」の一部改正でございますが、これにつきましては、題名の改正ということになります。

ご覧のように、「阿蘇市学校」ということで、誤字が発覚いたしましたので、「阿蘇市立学校」というふうに改正させていただくものでございます。

いずれも、施行日は平成27年の4月1日からということでございます。

尚、今回の法の改正に伴いまして、教育委員会制度が大きく変わってまいりますので、その内容につきまして、教育委員会の方からも説明させていただきます。

〇議長(阿南誠蔵君) はい、教育部長。

○教育部長(園田羊一君) それでは、私から皆様方のお手元にお配り致しております、「教

育委員会制度、こう変わる」ということにつきまして、簡単に概要について説明を申し上げ たいというふうに思います。

大きな改正点は4点ございます。ポイント1といたしまして、教育長に関することでございます。

今回の改正は、現行の教育委員長と、事務の総括でございます教育長を一本化した、新教育長を置くことによりまして、危機管理体制の構築を図る事を含めまして、教育行政の責任の明確化を図る事を目的といたしているところでございます。

従来の制度では、市長が議会の同意を得まして、教育委員さん5名を任命致しまして、教育委員さんの互選によりまして、教育長の選任を致していたところでございますけれども、 改正法では、市長が議会の同意を得て、直接、教育長を任命するということになってまいります。任期につきましては3年でございます。

従来の教育委員さんにつきましては、議会の同意を得て市長が任命するということになっておりますが、現行の教育長が、教育委員の1人であるのに対しまして、新教育長は教育委員会の構成員ではございますけれども、委員ではないということになってまいります。

それから、新教育長の代理として、職務代理者を置くことになっておりますけれども、これは教育委員の中から選任するということになっております。

続きまして、ポイント2でございますが、教育委員会に関することでございます。

新教育長が、教育行政に大きな権限と責任を有しますことから、教育長へのチェック機能を強化すると共に、住民に対しまして開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化と審議の活性化を諮るものでございます。

教育委員の定数といたしまして、原則 4 名。委員会の招集につきましては、これまで教育 委員長がやっておりましたが、これからは教育長というふうになってまいります。

続きまして、ポイント3でございますが、総合教育会議の設置であります。

総合教育会議を設置することによりまして、市長と教育委員会が意思の疎通を諮りながら、 課題やあるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政の推進を諮るものでございまして、会議の招集につきましては市長ということになっておりまして、構成員といたしまして、市長、それから新教育長、教育委員さん4名の計6名となっております。

続いて、最後のポイント 4 でございますが、大綱の策定であります。教育目標や施策の根本的な方針を定める為に、大綱を定めることとなっておりますが、既に各自治体におきまして定められております、例えば、総合計画、或いは教育進行基本計画というものに、基本的な方針が参酌あるとすれば、当該計画を持って大綱に変えることが出来るという内容になっているところでございます。

詳細につきましては、関連関係の条例を3月定例議会に上程する予定にしておりますので、 どうぞ宜しくお願いを申し上げまして、簡単ではありますけども説明に代えさせていただき ます。

#### ○議長(阿南誠蔵君) 説明が終わりました。

ご質問ございませんか。

16番、川端君。

**○16番(川端忠義君)** 16番、川端です。おはようございます。

まず、4 ページの新旧対照表で、「教育公務委員特例法第 16 条 2 項の規定に基づいて」ということであったのを、「地方自治法の第 204 条の規定」ということは、要するに、教育長は教育委員会の所属ではなくて、行政一般の所属に変わるのかどうか。

ここらへんを、何故こういうふうに変わったかということをお尋ねしたいと思います。 あとは、討論の時にやります。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 総務部長。
- ○総務部長(和田一彦君) ただ今のご質問でございますけれども、いわゆる根拠法令が変更になったのはなぜかというとこでございますが、確認は出来ておりませんけれども、教育公務員の特例法の中身が変更になっているかというところでございます。

今、ご質問がありましたように、教育長が、いわゆる市長部局の管轄に入るのではないか というようなところでございますが、それはちょっとそういうことではないということでご ざいます。

地方自治法の 204 条。これにつきましては、地方公共団体の長、それと常勤の職員、それ から委員会の職員等、それぞれにつきまして、給与を支払うというような根拠の条文になっ ております。

この中に、委員会の常勤の委員というのが今までは入っておりまして、そこを根拠に条例 を作るということでございます。

地方公共団体の常勤職員並びにそういった委員会の常勤の職員に対しては、給与を支払わなければならないというのがここに書いてありますので、それを根拠に、阿蘇市教育委員会の教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条例に関する条例を制定するというふうに変えるもので、教育長の身分が変更になるというものではないというふうに思っております。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第2 議案第100号 阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について

○議長(阿南誠蔵君) 日程第 2、議案第 100 号「阿蘇市生活相談センター設置条例の制定 について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

**〇市民部長(佐藤菊男君)** おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第 100 号「阿蘇市生活相談センター設置条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案集の5ページ、6ページとなります。

まず提案理由でございますけれども、本件は、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第

105号)の施行に伴い、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住宅確保給付金の支給、 その他の必要な自立支援の措置を講ずる拠点設置を設置したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、本条例を制定するものでございます。

条例の中身でございますけども、まず第1条で(設置)を謳っております。

これは、提案理由で先程申し上げましたように、「生活困窮者の自立支援を図る為に、生活 困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づく事業を実施する拠点施設として、阿蘇 市生活相談センターを設置する」ものでございます。

第2条、(名称及び位置) でございます。

名称は、阿蘇市生活相談センター。

位置につきましては、阿蘇市一の宮町宮地505番地1。

第3条で、(開設日及び開設時間)を定めております。

センターの開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、相談受付時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。

- 2. センターの休業日につきましては、次のとおりとするということで。
- (1) 日曜日及び土曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日。

これを休業日とするところでございます。

3.前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる、としているところでございます。

第4条で、(組織)としまして、センターにセンター長、相談員支援員その他必要な職員を置く、としております。

第5条、(委任)としまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める、としております。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。 宜しくご審議方お願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

16番、川端君。

O16番(川端忠義君) 16番、川端です。

2点質問します。

第1条の「生活困窮者の自立支援を図る為」と。生活困窮者というのは具体的な基準は、 どういう基準かということをお尋ねします。

それから、提案理由の中に「住宅確保給付金の支給」としてありますが、具体的な内容を 教えて下さい。

〇議長(阿南誠蔵君) 市民課長。

**〇市民課長(橋本紀代美君)** ただ今の、対象者の基準というところですけども、生活保護 に至る前の段階の自立支援策の強化を図る為ということで、例えば、特別な、例えば介護で いう認定であるとか、そういうものはございません。

対象者が、生活に困ったということで経済的に支援が必要ということでご相談に来られた時に、その方の生活の状況あたりを聞き取りをいたしまして、場合によっては生活保護受給の方が適当だと考えられる場合もありますし、その手前で、就労支援であるとか生活訓練であるとか、そういうところを対応すると自立に向かうという方達は、この生活困窮者自立支援法に基づく事業で支援していくというふうなものです。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 福祉課長。
- ○福祉課長(山口貴生君) 2番目の質問の、住宅確保給付金についてをお答え致します。 この住宅確保給付金というのは、突然の失業等によって自分の住んでいる家を無くされた ような方に、3ヶ月ほど、ひと月確か2万5,000円だったと思いますけれども、住宅手当と いうかたちで、お金を給付するものでございます。
- ○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。 はい、川端君。
- **O16番(川端忠義君)** 生活保護基準以下というは、市民の中には、今、かなり安い年金でたくさん、高齢者の中にも少なくないと思います。

それから、住宅確保給付金の支給というのは、生活保護の住宅、要するに住宅資金ですね、 最高限度額が2万6,200円だったと思いますけど、それを基準にしているんですか。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 福祉課長。
- **○福祉課長(山口貴生君)** すみません。ただ今のご質問ですが、ちょっと分かりにくい回答をしてしまいました。

生活保護の中の住宅給付については、おっしゃるとおりです。生活扶助の分、住宅扶助の分というかたちで、住居で出る分がございます。

それで、ここで言う住宅確保給付金というのは、生活保護の申請ではなくて、住まい対策だけやれば自立できる方というのが当然いらっしゃいます。その方達に、先程言ったように、 突然の失業とかで住宅だけ払えない、生活はなんとかできるような方に給付するお金でございます。

あくまでも2万5,000円というのが、言いましたけれども、それは協議といいますか、中身 についてはこちらで判断しますので、金額はおおよその目安ということでお答えしておきま す。

O議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

7番、河﨑君。

○7番(河崎徳雄君) 7番、河崎です。

組織の4条ですけれども、現在もこういう制度は設けられているとは思いますけれども、 相談支援員、これは正職員で対応するのか、どのようなかたちで職員を養成するのかをお聞 き致します。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 市民課長。
- **〇市民課長(橋本紀代美君)** 現在は消費生活センターのことだと思いますけれども、消費

生活センターの相談員と同じように、相談支援員は、専門的に相談を受ける人を嘱託で雇用 したいというふうに思っています。

ただ職員も、他の就労支援であるとか、その他の業務がありますので、正職員1人、それ から嘱託の専門の相談員を1人、雇用したいというふうに思っております。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 7番、河﨑君。
- **〇7番(河崎徳雄君)** 常々思っていたんですけども、就労支援員ですね、これにはより長けた職員の方が、パートの方でもいいんじゃなかろうかと思っております。

そういうことで、今度、応募する場合には、公募を是非していただきたいと思います。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 市民課長。
- ○市民課長(橋本紀代美君) 今年度も、9月 に予算を上げさせていただきましたように、1月から、予定としてはこの立ち上げの準備もしていきますので、雇用したいというふうに思っておりますので、ハローワークの方で公募したいというふうに思っております。
- ○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第3 議案第101号 阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 〇議長(阿南誠蔵君) 日程第3、議案第101号「阿蘇市国民健康保険条例の一部を改正す る条例の制定について」を議題と致します。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

**〇市民部長(佐藤菊男君)** ただ今、議題としていただきました、議案第 101 号「阿蘇市国 民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げたいと思います。

議案集の7ページ、8ページの方をお願い申し上げます。

これにつきましては、現行の出産育児一時金としまして、国保会計より 42 万円を支給して おりますけれども、その内 39 万円が出産育児一時金、3 万円が産科医療保障制度における掛金でございます。

この掛金の財源としまして、出産時の事故で重い脳性麻痺になった子どもに対しまして 3,000 万円の補償金が支払われることになります。しかし、実際には脳性麻痺の補償の対象 になった人の数が、当初の予想を下回ったことから、余剰金が国で 800 億円以上になる見込みとなったために、この掛金の引き下げを行うものでございます。

厚生労働省におきましては、掛金を現行の3万円から1万6,000円に減額しますが、出産育児一時金の総額は42万円に維持する方針が決定されたことを受けまして、平成27年1月から施行予定で、今回、条例の一部を改正するものでございます。

8ページの新旧対照表の方をご覧いただきたいと思います。

旧の出産育児一時金として、分娩ごとに 39 万円でございますが、これを改正後は 40 万 4,000 円とするものでございます。

これにつきましては、先程の産科医療補償制度の掛け金が下がった分を出産費用の動向等を勘案しまして、1万4,000円引き上げるものでございます。

また、厚生労働省からの通達によりまして、産科医療補償制度に加入する場合に、3万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとする規定自体につきましては、見直さないこととなっておりますので、保険者が定める金額につきましては、1万6,000円を基準とすることを受けまして、別途、阿蘇市国民健康保険規則の一部改正を行いまして、3万円を1万6,000円に改め、条例同様、平成27年1月1日から施行予定としているところでございます。

よろしくご審議方お願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) 市民部長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので質疑を終わります。

#### 日程第4 議案第102号 平成26年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長(阿南誠蔵君) 日程第 4、議案第 102 号「平成 26 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題と致します。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

**〇財政課長(宮崎 隆君)** おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました、議案第102号。

別冊1になります。

平成26年度、阿蘇市一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明を致します。

1ページをお願い致します。

第1条になりますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 3,790 万 2,000 円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を 176 億 3,507 万 1,000 円と致しております。

5ページをお願い致します。

第2表になります。

繰越明許費補正につきましては、現時点で平成27年度、次年度へ繰越予定の事業費の繰越 限度額を計上致しております。これは、今後の事業の進捗状況、または最終的な調整におき まして、3月議会等で変更等が生じる可能性もございます。

6ページをお願い致します。

今回、議案にも上程させていただいておりますが、第3表の債務負担行為補正として、平成27年度から、新たに締結する各施設等の指定管理者のそれぞれの期間の限度額を、今回計上致しております。

10ページをお願い致します。歳入歳出の主な点をご説明致します。

10 ページの歳入になりますが、款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 民生費国庫負担金の節 5 生活保護費負担金でございます。

2,651 万7,000 円につきましては、平成26 年度支給予定額の増額分として、その費用に対する県負担金として、今回計上をさせていただいております。

12ページをお願い致します。

款 15 県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産費県補助金の節 1 農業費補助金でございます。 今回、農業費補助金全体で 2 億 8,335 万 7,000 円計上を致しておりますが、その詳細につきましては、歳出の欄でご説明をさせていただきます。

13ページをお願い致します。

目 8 教育費県補助金の説明、節 6 保健体育費補助金のグリーンニューディールの基金補助金につきましては、阿蘇体育館の改修工事に伴う県の補助金となります。改修工事につきましては、歳出の方でも計上をしておりますので、そちらの方でご説明をさせていただきます。 次の 14 ページをお願い致します。一番上になります。

款 16 財産収入、項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、節 1 土地建物売払収入の旧中通 生活改善センター売払収入 792 万 5,000 円につきましては、阿蘇ひかり幼稚園への売却費と いう形で計上をさせていただいております。

その下の款20諸収入、項5雑入をご覧いただきたいと思います。

今回、目1雑入、節2雑入の建物災害共済金といたしまして、7,745万7,000円を増額補正として計上を致しております。これは、主なものと致しまして、平成24年7月12日の九州北部豪雨災害での保険金が主なものというかたちになっております。中身は、老人ホームとか一の宮高齢者センターの分が大半を占めております。

16ページをお願い致します。

歳出になります。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の節 13 委託料でございますが、入退庁(室) 管理システム構築業務委託料として 485 万円を、今回計上させていただいております。この 分につきましては、職員の入退庁、または休日の出入り等、セキュリティーの強化の為に、 I Cカードを用いてデータ管理するものの構築費用でございます。

17ページをお願い致します。一番上段になります。

目 11 光ネットワーク事業費の節 13 委託料でございますが、この分につきましては、光ネットワーク幹線からのケーブルの引込工事、または、お知らせ端末の新設移転、それと各種修繕等に対する委託料を、今回、1,026 万 7,000 円増額させていただいております。

20ページをお願い致します。

中段になりますが、款 3 民生費、項 3 生活保護費、目 2 扶助費につきましては、先程、歳入の欄で負担金を計上をさせていただいております。その節 20 扶助費の生活保護扶助費を、今回 3,554 万 7,000 円増額しております。尚、先程の歳入でございますが、この 3,554 万 7,000円の約 4 分の 3 が国庫負担というかたちになります。

21ページをお願い致します。

款4衛生費、項1保健衛生費、目12水道費の節28繰出金でごさいますが、この分につきましては、古城三野地区の上水道へ移管事業費を減額するものでございます。尚、財源につきましては、元気づくり交付金、現在は基金というかたちになっておりますが、それを充当しておりましたので、その減額した分を、統合小学校の方の財源へと充当を致します。それに関しまして、統合小学校の起債を減額というかたちを取らせていただいております。

22ページをお願い致します。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の節 19 負担金補助及び交付金でございます。

くまもと稼げる園芸産地育成対策事業の3本につきましては、県補助金に阿蘇市の負担分を加えて、それぞれ交付するものでございます。その次の、生産総合事業補助金のアスパラ連棟ハウス施設導入と、次の花き連棟ハウス施設導入につきましては、事業費の約2分の1が国庫補助の為、市の負担はございませんが、予算措置上、同額を受け入れまして、補助金として支出というかたちで、今回計上をさせていただいております。

23ページをお願い致します。

目 14 中山間地域等直接支払事業費の節 19 負担金補助及び交付金でございます。

これにつきましては、例年、補正予算で計上をさせていただいております分を、今回計上させていただいております。尚、交付金の約75%、今回、上げております2億5,547万1,000円の約75%は、県補助金というかたちで1億9,162万8,000円、歳入で計上をさせていただいております。

25ページをお願い致します。

款6商工費、項1商工費、目10中央公園及びあそ☆ビバ管理運営費の節13委託料、それと節15工事請負費と節17公有財産購入費。これにつきましては、内牧の旧コアラ側から体育館に向けての歩行者用の通路が、現在、通れなくなっております。その関係もございまして、旧コアラ側から体育館に向けて、桟橋といいますか、歩行者用の橋梁を敷設する為の費用を、今回、計上をさせていただいております。

26ページをお願い致します。

款7土木費、項2道路橋梁費になります。

目3橋梁費の節15工事請負費です。今回、橋梁補修維持工事というかたちで5,000万円増額をさせていただいております。これにつきましては、現在、工事中の、平成24年の水害に伴います橋が落下した分です。黒流橋、山田橋、鷲の石橋、西浜橋、それぞれに仮設の橋を今現在、敷設しております。その分の撤去費でございます。

27ページ、款8消防費、項1消防費でございます。

目3災害対策費の節13委託料につきましては、建設予定地の用地測量及び地質調査。これが必要な為、今回、2つ合わせまして682万5,000円を計上させていただいております。

29ページをお願い致します。

款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 2 体育施設費の節 13 委託料と節 15 工事請負費でございますが、先程、収入の分を上げさせている分を説明いたしましたが、工事請負費 4,849 万 1,000

円。それと、委託料 382 万円につきましては、阿蘇体育館の改修工事といたしまして、玄関の防水シートの張り替え、それと太陽光パネルの設置、及び水銀灯からLEDへの交換工事の費用を計上いたしております。尚、事業費のうち 3,072 万 4,000 円は県補助金として交付されます。

以上、議案第 102 号、阿蘇市一般会計補正予算につきまして、ご審議の程、宜しくお願い 致します。

○議長(阿南誠蔵君) 財政課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

16番、川端君。

○16番(川端忠義君) 2、3点、質問致します。

まず、13ページの目 8 教育費県補助金の節 6 保健体育費補助金のグリーンニューディール 基金補助金というのはどういうものかと。そして、これは継続されるものかどうか。

それに関して、今、最後に説明がありました、太陽光パネルを阿蘇体育館に設置するということで、これは、何Wの出力を出して、体育館の照明等の維持管理に、どの程度の役割を果たすのかをお願い致します。

もう1点は、27ページ、目3災害対策費ですが、災害拠点施設用地測量設計業務委託料ということですが、災害拠点施設の用地は、どこを予定されているのか。

その3点お願い致します。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 教育課長。
- ○教育課長(日田勝也君) ただ今のご質問に、お答えをさせていただきたいと思います。 まず、13ページの目8教育費県補助金でございます。グリーンニューディール基金補助金 ということで、こちらは熊本県の方で基金をしておりまして、低炭素、そして省電力化を図 っていきたいという基金でございます。事業につきましては、5年間ということで、多分27 年度までだったかと思います。

今回、阿蘇体育館につきまして、防災機能の強化と、それから低炭素、LED化による省電力化を図っていきたいということで、内定通知を受けることができました。

事業費につきましては、29ページの方をご覧いただきたいと思います。

目 2 体育施設費、節 13 委託料 382 万円と、それから設計管理関係ですけれども、節 15 工事請負費を 4,849 万 1,000 円ということで、ご質問にありました L E D の予定ですけれども、今回、防災拠点施設での L E D 化ということで、全てが対象になるわけではございません。避難所になった場合の、最低限の明るさを確保していくということで、アリーナ内が 2 組のセットで 18 基ございます。それから、ギャラリー席の方に 1 灯が 9 灯あるんですけれども、今回、施工いたしますのが、まずアリーナ内が 2 組のセットのやつを 10 セット、L E D 化やっていきたいということと、それから、2 階にギャラリー席ございますけれども、こちらの方 9 灯のうち 3 灯を L E D 化図っていきたいということで予定しているところであります。

こちらのグリーンニューディール事業につきましては、太陽光発電、それから蓄電機、バッテリーですけれども、そちらの工事はセットになっております。

太陽光発電につきましては、玄関の2階を利用してやりたいということで、既に、体育館辺りも20年経過をしてきていますので、防水シートをきちっと貼り替えた上で、太陽光発電を設置していきたいということで、今回、防水シートも計上しているところであります。

期待される効果につきましては、体育館の電気料を試算をしてみますと、大体 100 万円程度は年間の電気料の経費が浮いてくるんじゃないかというふうに試算をしているところであります。

以上です。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 総務課長。
- ○総務課長(髙木 洋君) おはようございます。

予算書の27ページ、中段辺りになります。

款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 災害対策費、節 13 委託料の防災拠点施設用地測量設計業務 委託料、その他となっております。

場所につきましては、的石、跡ヶ瀬の地域の方々、区長さん方とお話を行いまして、より 安全な地域ということで、現在、熊本YMCAが保有致しております旧尾ヶ石西部小学校の 跡地を予定させていただいております。

○議長(阿南誠蔵君) 他にありませんか。
川端君。

O16 番 (川端忠義君) さっきの 13 ページのグリーンニューディール基金補助金というのは、これは継続するわけではない。さっき、来年度までと言われたけど。

他のそういう体育館施設に、太陽光パネルを設置していくという計画の一環の第1点というふうではないわけですか。これ以降、太陽光パネルを教育施設に設置していくという計画は、あるのかないのか。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 教育課長。
- ○教育課長(日田勝也君) ただ今ご質問いただきました、阿蘇市としましては、避難所に 学校施設も使いますので、是非、取り組んでいきたいということを、県に申し上げておりますけれども、県としましては、広く町村に求めていきたいという事で、1 町村 1 ヶ所ぐらい を考えているというようなことでございまして、県の動向を見ながら、次に申請が出来るものならば、その辺は努力をしていきたいというふうに思っております。
- O議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

15番、井手君。

O15番(井手明廣君) 15番、井手です。おはようございます。

14ページをお願いしたいと思いますが、項2財産売払収入ということで、中通生活改善センター売払収入というようなことでございます。

お尋ねしたいのは、だいたい面積的に土地がどれ位あるのか。

それともう1点は、ちょうど真ん中に、昔の町道ですかね、道が通っておりますが、あの道は残したままに売るのか、いずれ道は一緒に、昔は町道でございましたけれども、あれをどうするのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 教育課長。
- ○教育課長(日田勝也君) ただ今のご質問に、お答えさせていただきたいと思います。

今回、ひかり幼稚園さんの方に売却する所につきましては、土地につきましては2筆、現在、公民館が建っている土地に2番地あるんですけども、公民館敷地と宅地、合わせまして1,165㎡程度でございます。それと併せて、建物につきましては、既に耐用年数を過ぎております関係で、土地と建物とを合わせて売却をするものでございます。

それから、ご質問がありました道路、それからもう1つ、8m道路側に、今現在、遊具施設を置いて借用されている所も、幼稚園さんとしては、今後、売却を予定していきたいという申し出があっております。

今回につきましては、現在、建物が建っている部分だけですね、土地と建物を売却するも のでございます。

以上です。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

7番、河﨑君。

**〇7番(河崎徳雄君)** はい、20ページですけれども、款3民生費、項4災害救助費の中の目3仮設住宅管理費で、整然と同額でございますけれども、何戸、仮設住宅の改修工事に扱ったのかですね。

それと、仮設住宅等となっておりますけれども、基礎工事の他に、どのような工事がなされたのか。

金が余るとすれば、どのような使い道をするのかをお聞き致します。

**○議長(阿南誠蔵君)** ただ今の、7番、河﨑君、所管の質問でございますので、委員会でお願いします。

はい、2番、園田君。

O2番(園田浩文君) 2番、園田でございます。

25ページになりますけれども、阿蘇中央公園橋梁敷設工事ですかね、この工事で、橋がどの辺りに、どういうふうにかけられるのか。

それと、もう1つは前に戻って16ページになりますけれども、地方バス運行等特別対策補助金という名目で、191万5,000円が出されるようですけれども、今、体育館の駐車場の中に、バス停が持ってきてあるみたいですけども、いまコアラの跡地の工事あたりが完全に終わったら、バス停は元の方に戻されるのか、そういう話が産交の方と話ができているのかをお尋ね致します。

- ○議長(阿南誠蔵君) 観光まちづくり課長。
- **○観光まちづくり課長(吉良玲二君)** それでは、25 ページについてご説明させていただきます。

場所は、今、お話があった、産交バスの停留所になっている所の、その横辺りになるかと 思っております。

橋につきましては、あくまでも人が通るということで、それだけを考えておりまして、人

が通るだけの橋を建設する予定でございます。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 財政課長。
- **○財政課長(宮崎 隆君)** バス停の方につきましてお答えさせていただきます。

元ありました、コアラの所のバス停につきましては、産交さんの方で、現在の所有者といくつか交渉を行ってきております。バス停と職員の休憩所といいますか、仮設ではございますが、プレハブを設置しておりました。

従来、阿蘇市が契約していた金額の、数倍の金額を要求されたというかたちで、基本的に そこにはできないというかたちで、阿蘇市の方に相談がございまして、内部で協議した結果、 今の体育館の方を使わせていただいておりますが、コアラの整備が終わった後というかたち につきましても、現在のところ、元に戻るということは考えておりません。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

6番、森元君。

○6番(森元秀一君) 6番議員、森元でございます。

24 ページ、有害鳥獣捕獲報奨金。これは分析でイノシシ、シカ等々と、何頭位なっているかと、あと猟友会の方も高齢会になってきて、こういった中で、新しい猟友会のメンバーと若手を育成する資金等も何か計画があるのか。

あと、また捕獲法、新しい罠等、そういった猟友会のメンバーが少なくなってきているということで、そういった計画があるのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 農政課長。
- 〇農政課長(本山英二君) それでは24ページの、目2林業振興費、節19負担金補助及び 交付金の有害鳥獣被害対策事業補助金の方でいいかと思いますので、そこの中身についてご 説明します。

これについては、先程、言いましたように、有害鳥獣の電牧の補助が、今、ちょっと予算が足りなくなりまして、非常に今回申請が多かったものですから、この分について3万円の5件ということで組ませていただきました。

これは、あくまでも全体事業の2分の1の補助で、限度額を3万円というふうにしておりましたので、一応、そういったかたちでやっております。

それで、結局、最終的に本年度につきましては、補助が46件程ございましたもんですから、 かなり費用がかかっております。

それから、この事業自体には、先程、猟友会の高齢化もあったということで、育成ということで、免許の取得の補助をやっております。今年、新たな方が猟銃の免許をとるということで、お1人の方については、申請の手数料の1万400円の補助。それから、講習会の受講ということで、1万5,000円かかるんですけど、それも全額、市の方で支払いをしまして、育成の支援をしているところであります。

〇議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

19番、古澤君。

O19番(古澤國義君) 今の関連ですけども、報奨金ですね、これは、狩猟期間中はないと

聞いております。

それで、やっぱり狩猟期間中でも、阿蘇市なりに何らかのかたちで、イノシシ、シカ対策として、報奨金を出してやる必要があるんじゃないかなと。そうしないと、今、狩猟隊は人吉の方とか、大分の方ばっかりに行って、この辺では狩猟をあんまりしてないんですよ、正直な話が。そういうふうに、何とか対策というのは、そういうことが1つの対策だと、私は思っておりますけれども。そういう視点のを、一つ検討していただきたいなと思っております。

それから、これは別に、豪雪被害のハウスの新設と撤去の中身ですけども、この予算の中 には、出てないんでしょうか。

豪雪被害のハウスの、私達はその申請書を出しましたけれども、12 月には概算払いをする ということでしたけれども。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 農政課長。
- ○農政課長(本山英二君) それでは、まず有害鳥獣の話をさせていただきます。

報奨金につきましては、ご存知の通り、今年は国の事業に取り組んだものですから、かなりの費用が高くなったということで、頭数も思った以上に伸びましてですね、前回、補正で足らないということで上げさせていただきましたが、さらに足らなくなりまして、申し訳ありませんが、今回、補正をさせていただきました。

どうしても、狩猟期間中の11月1日から3月15日までは、阿蘇市としては、報奨金は払っておりません。各町村によって、バラバラですが、ほとんど払っておりませんが、一部狩猟期間も払っております。

やはり、今回、国の補助を受けるということで、10月に非常に多くて、狩猟期間前にたくさん駆除されて頭数が多くなりました。そういったことで、古澤市議員が言われましたとおり、今までは、狩猟期間はやっぱり自分達の活動の中でされたんですが、こういった有害鳥獣が多くなれば、その辺は、ゆくゆくは考えていかないかんと思いますけれども、今のところは、阿蘇市としては、金額も非常に多いもんですから、十分、精査して検討するべきと思います。

ただ、報奨金の取り組みは、やはり、市町村まちまちというのが、やっぱり少し問題かと 思います。やはり、阿蘇郡内、県内、統一した中での検討があると思いますので、その辺は やはり県、振興局と十分協議をしながら、各市町村の統一したかたちでいければなというふ うに思います。

それから豪雪については、これまでも補正とか色んな分で上げておりました。

この間、心配されたように、12月までには立て替えをしているから早くということですが、 私の見解では、もう支払いはほとんど済んだということで理解をしております。

- ○議長(阿南誠蔵君) 他にありませんか。
  古澤君。
- O19番(古澤國義君) さっきの鳥獣害ですが、是非、期間中も阿蘇市も名を売るためにも、 狩猟期間中も幾らかの報酬金を払いますよ、というふうにしていただきたいなと思います。

今のハウスですか、もうこの予算に関係なく支払われているということですか。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 農政課長。
- 〇農政課長(本山英二君) すみません、この豪雪の部分は、予算が既に組んでありますので、今回の12月補正では全く計上しておりません。

今の予算の枠の中で、申請額も範囲内に収まっておりますので、特段、追加とかいう部分 もございません。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。 財政課長。

**○財政課長(宮崎 隆君)** 申し訳ございません。

先程の、園田議員の質問に対しての、私の答弁の一部を、ちょっと訂正させていただきた いと思います。

バス停の件で、「阿蘇市と契約」していると申しましたが、「前所有者と契約」と。 あの場所には、市有地はございませんので、大変失礼いたしました。

- ○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。 4番、市原君。
- 〇4番(市原 正君) 4番、市原です。

22ページの目3農業振興費、節23償還金利子及び割引料ということで、平成22年度経営体育成交付金事業で国庫補助金返還が出されていますが、これについて説明を求めます。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 農政課長。
- ○農政課長(本山英二君) それでは、22ページの説明をいたします。

今、説明がありましたように、この件につきましては、平成22年度に新規就農者ということで、コンバインの導入を2分の1の補助を受けて、されました。

その機械を、会計検査がございまして、その中でもう離農されておったということで、補助金返還の対象となったことでございます。

若干詳しく説明させていただきますと、この方については、詳しい事情は個人情報等で言えませんけれども、当時は、非常に地域の担い手として有望な方で、4 Hクラブとか色んな部分で活動されて、地域も期待をしとったところですが、やはり、親の方と一緒に、親元就農なもんですから、やはりきつかったりとか、メンタルに不安定があって、どうしても1年経過して、1年はコンバインを使われましたが、2年目からはちょっと離農をされて、その離農の仕方も、やはり精神的な不安もあったものですから、家族に相談をして、一時期社会に出て、外で社会の風を受けてですね、またすぐ戻ってくるという条件で離農をされたと。

今でも、いつでも帰ってきてもいい状態で待っているということでなっておりましたものですから、私達もやっぱり会計検査員には、猶予をいただきたいと、すぐ帰れる状態にしてるからですね、その辺の猶予をということで訴えてきましたが、会計検査では十分納得していただいて、持ち帰ってということでございますが、最終的には、やはり本人さんに補助をしたわけですから、その本人さんが使ってないということで、補助金返還というふうになりましたので、そういったことで色んな事情がありますけど、特に騙したわけでもございませ

ん。一生懸命やった延長上ということですので、やはり、今後はそういった就農の方の相談 の窓口とか、色んな精神的な受入れも強化するということで、県とも話をしているところで ございます。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君)質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

では、10分程度暫時休憩を致します。

午前 10 時 59 分 休憩

#### 午前 11 時 09 分 再開

○議長(阿南誠蔵君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

# 日程第5 議案第103号 平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第5、議案第103号「平成26年度阿蘇市下水道事業特別会計補 正予算について」を議題と致します。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長(阿部節生君) おはようございます。

ただ今、議題とさせていただきました、議案第 103 号、平成 26 年度阿蘇市下水道事業特別 会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊2をお願い致します。

本予算は、第4号補正であります。

今回の補正では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,615 万円を減額し、 歳入歳出それぞれ 6 億 9,818 万 9,000 円と致しております。

補正の詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

4 ページをお願い致します。今回の補正では、国庫補助金の補助枠の関係で、事業費を減額するものでございます。

4ページの歳入からでございますが、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道事業 費国庫補助金、節1下水道事業費補助金を1,905万円、減額致しております。

それに合わせまして、款8市債、項1市債、目1下水道事業債、節1下水道事業債を1,710万円、減額しているところです。

続きまして、5ページの歳出でございます。

歳出の方では、事業費の減額に伴いまして、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 8 報償費。

これは、受益者分担金及び負担金前納報奨金でございますが、これは今回、大口の負担金前納が多かった関係から、これにつきましては足りなくなったということで、事業費から 25 万円、増額致しているところです。

続きまして、款2事業費、項1下水道事業費の方では、事業費の減額に合わせまして、事業量の精査を行いまして、目1下水道事業費、節15工事請負費を4,540万円、減額致しております。

次の節 22 補償補填及び賠償金につきましては、上水道管移設補償が不足するということで、 工事の方から回しまして、900 万円増額致したところです。

款3公債費、項1公債費、目2利子につきましては、財源変更を行っております。 一応、歳入歳出、以上のとおりですので、ご審議方、宜しくお願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君)質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6 議案第104号 平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について 〇議長(阿南誠蔵君) 日程第6、議案第104号「平成26年度阿蘇市国民健康保険事業特別 会計補正予算について」を議題と致します。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**〇ほけん課長(岩下まゆみ君)** おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第 104 号「平成 26 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」ご説明いたします。

別冊3でございます。

今回の補正は第 5 号でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 42 億 1,910 万 3,000 円と定めたところでございます。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

まず歳入につきましては、款 10 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金と致しまして、節 4 出産育児一時金等繰入金の出産育児一時金を 84 万円増額をしております。中身につきましては、歳出のところでご説明を申し上げます。

その下の歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 3 一般被保険者療養費といたしまして、200 万円の増額をしております。こちらにつきましては、一般被保険者の医療費の伸びにより増額補正をしたものでございます。

その下、款 2 保険給付費でございますが、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金。こちらにつきましては、当初 42 人分で 1,764 万円を計上しておりましたが、今後の出産育児一時

金の申請等を勘案いたしまして、3 名分、合計 126 万円の増額補正しております。この内の84 万円が市の負担ですので、一般会計から財源としては繰入れております。

その下、款 11 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費につきましては、242 万円、予算の調整を しております。

以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第105号 平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第7、議案第105号「平成26年度阿蘇市介護保険事業特別会計 補正予算について」を議題と致します。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(岩下まゆみ君)** ただ今、議題としていただきました、議案第 105 号「平成 26 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

別冊4でございます。

今回の補正は第4号でございまして、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ95万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ31億2,652万4,000円と定めたものでございます。 内容につきましては、事項別明細で、ご説明申し上げます。

5ページをお願い致します。

まず歳入につきましては、款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金といたしまして、目 3 事業費補助金、75 万 1,000 円を計上しております。

こちらにつきましては、介護保険制度改正等に伴うシステム改修の国の補助金の分でございます。

その下、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、目2地域支援事業支援交付金ということで、平成25年度清算の確定通知が参りましたので、節2過年度分として、20万2,000円を補正しております。

歳入につきましては、以上でございます。

6ページの歳出でございます。

こちらにつきましては、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で 212 万 9,000 円 を増額しておりますが、これは、先程も申し上げました、介護保険制度改正等に伴うシステム改修委託料でございます。

主な制度改正の中身は、低所得者の保険料軽減強化等に対応する為のシステム改修でございます。

下の方になります、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金でございますが、こちらにつきましては、介護保険料の歳出還付につきまして、予算不足が考えられることから、今回、95万円を増額しております。

一番下の款8予備費につきましては、それらの予算の調整でございます。

以上でございます。

ご審議の程宜しくお願い致します。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君)質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第8 議案第106号 平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について 〇議長(阿南誠蔵君) 日程第8、議案第106号「平成26年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(岩下まゆみ君)** ただ今、議題としていただきました、議案第 106 号「平成 26 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」ご説明申し上げます。

別冊5になります。

今回の補正は第4号でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万5,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ3億9,843万2,000円と定めたものでございます。

内容について、ご説明申し上げます。

4ページをお願い致します。

歳入につきましては、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金。

これにつきましては、広域連合からの確定によりまして、109万円を増額しております。

その下、款 6 諸収入につきましては、後期高齢者医療保険の歳出還付に財源が不足すると 思われますので、納付をいたしました県の広域連合から、還付分を受け入れるものでござい ます。

歳出につきまして、ご説明します。

次の5ページをお願い致します。

こちらにつきましては、一番上、款2後期高齢者医療広域連合納付金。

これは、保険者である広域連合にお金を納める分でございますが、先程の歳入の関連でして、確定しました分を109万円増額致しまして、県の広域連合に納めるものでございます。

その下、款4諸支出金につきましては、後期高齢の歳出還付の財源といたしまして、広域 連合から受け入れたものを、被保険者の方に還付をするものでございまして、合計 105 万 5,000 円を増額補正としております。 以上でございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(阿南誠蔵君)** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第9 議案第107号 平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第9、議案第107号「平成26年度阿蘇市水道事業会計補正予算 について」を議題と致します。

土木部水道課長の説明を求めます。

水道課長。

〇水道課長(丸野雄司君) お疲れ様でございます。

ただ今、議題とさせていただきました、議案第 107 号でございます。平成 26 年度阿蘇市水 道事業会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料は、別冊の6でございます。

2ページの説明書の方で、説明をさせていただきます。

本予算は、第4号補正予算でございます。

3ページでございます。

1、収益的収入の収入でございますが、款1上水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益につきまして、110万円を補正しております。

内容につきましては、平成 20 年度の豪雨災害以降、上水道から給水をしております、古城 三野地区の使用料負担金の増額でございます。

以上、収益的収入の合計でございますが、既定の予算額に 110 万円を補正致しまして、5 億 1,295 万 7,000 円といたしております。

4ページでございます。

2、資本的収入及び支出の収入でございます。

款1上水道事業資本的収入、項1工事負担金、目1工事負担金でございます。

4,500万円減額補正いたしております。内容につきましては、元気臨時交付金事業で進めております、古城三野地区の工事負担金の減額でございます。

資本的収入の合計でございますが、既定の予算額に 4,500 万円を減額致しまして、合計で 4億8,842 万5,000 円と致しております。

支出でございます。

款1上水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1工事費でございます。

4,500 万円減額補正いたしております。内容につきましては、先程の古城三野地区の配管の精査によりまして、配管延長及び加圧ポンプの数量減が生じました為に、減額補正を致したものでございます。

以上、資本的支出の合計を規定の予算額に 4,500 万円を減額致しまして、合計で 6 億 5,834 万円といたしております。

以上、説明を終わります。

ご審議の程、宜しくお願いします。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第10 議案第108号 平成26年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第 10、議案第 108 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題と致します。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君) おはようございます。

ただ今、議題としていただきました、議案第 108 号「平成 26 年度阿蘇市病院事業会計補正 予算について」ご説明の前に、1 つご報告をさせていただきたいと思います。

11月1日付で、由布哲夫医師を常勤医師として採用させていただきましたので、この場でご報告をさせていただきます。担当は内科、循環器内科を担当していただくことになっております。

それでは、補正予算についてご説明をしたいと思いますので、別冊7をご覧ください。 1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は第4号補正です。人件費、薬品費、光熱水費、及び企業債利息等につきまして、補正をしております。

その結果、医業費用が 1,394 万 7,000 円増額し、17 億 1,006 万円。医業外費用が、591 万 2,000 円減額し、4,911 万 2,000 円。財源調整といたしまして、予備費を 803 万 5,000 円減額し、800 万 6,000 円ということで、組み替えをさせていただきましたので、予算総額の変更はございません。

詳細につきましては、5ページからの説明書でご説明致します。

5ページをお開き下さい。

まず、款1病院事業費用、項1医業費用のうち、目1給与費につきましては、節の各項目 について、これだけ増減調整をさせていただいておりますが、まず、節14医師賃金でござい ます。

当初予算作成時に予定しておりませんでしたが、患者様のニーズと熊大病院との調整が整いましたので、本年度途中から消化器外科、乳がんをご担当されます乳腺内分泌外科、呼吸器内科。これらの診療科の非常勤の先生をお呼びいたしております。それと、今月からですが、高野病院の専門医の先生に来ていただいて、上部・下部の内視鏡をしていただくという

ことと、少しでも常勤医の先生方の業務の軽減を図るということで、宿日直を日赤の先生とかに依頼しております。ということで、今後、3月末までの間の中で、これ位費用がかかるだろうということで、増額をさせていただいております。

次に、節 15 看護師賃金ですが、これにつきましては、嘱託臨時の看護師さんを 5 名ほど途中で雇いましたので、その分の追加でございます。

節 16 医療技術員賃金については、臨床検査技師を正職の方を雇用いたしましたので、嘱託 の方とかの減をしたということでの減額をしております。

節 17 事務員賃金については、当初、2 名分ほど計上しておりましたが、雇用せずに現在の 事務員で頑張るということで、減額をさせていただいております。

次に、目2材料費と目3経費でございますが、これらにつきましては、ご存知のとおり、 新病院の開院に伴いまして、臨時的に費用が生じたものと、新病院開院後の実績によりまして、今後、過不足の生じるものということで、それぞれの項目で調整をさせていただきました。

まず、目2材料費の節1薬品費の中の注射、血液と、節3給食材料費でございますが、これにつきましては、年度当初の医師退職と、移転時の入院調整によりまして、かなり大きな額になっておりますが、それぞれこういった減額が生じております。

結果といたしまして、目 2 材料費については 3,559 万 1,000 円減額し、2 億 183 万 1,000 円とさせていただいております。

次に、目3経費でございますが、これにつきましては、節6光熱水費の電気料と節7燃料費の重油ということで、それぞれ増額をさせていただいておりますが、節7燃料費の重油は、これは給湯用のボイラーの重油代です。節6光熱水費の電気料は、それ以外の病院の運営に関わります冷暖房費、給食用の熱源ということで、オール電化ということで、こういったことで、今後、不足が生じるというような恐れがありあすので、今回、増額をさせていただいております。

それと、節 14 委託料の中で、ホスピネット (CT画像) 読影委託というのがございますが、 これは、当初、CT画像だけの予定でございましたが、新病になりまして、MRIの画像も 読影委託を、検査件数の増加に伴いまして、今後も増加の予定がございますので、今回、増 額をさせていただいております。

次に、項2医業外費用の節1企業債利息につきましては、起債の借入れを遅らせたことによりまして、利息が減少しておりますので、今回、591万2,000円を減額し、4,207万8,000円とさせていただいております。

上記につきまして、項4予備費で財源調整といたしまして、予備費を803万5,000円減額 させていただいております。

以上、組み替えをさせていただきましたので、予算総額の変更はございませんが、こうい うかたちで、今回補正をさせていただきました。

ご審議いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、河﨑君。

○7番(河崎徳雄君) はい、7番、河崎です。

今、井野事務局長から詳しく説明がありました。

その中で、計上されたとおりだろうと思っておりますけれども、経費の中の光熱水費の電気料ですね、金額が一千五百数十万円で、非常に多いわけですけれども、その前に、井野事務局長が冒頭に言われました、常勤医の獲得を、更に、甲斐院長中心に、阿蘇市の佐藤市長さんを中心に、更に、獲得をしていただきたいと思います。

それで、今、光熱費についても、これで、あと3ヶ月近くになっておりますけども、大丈夫と思いますけれども、医師住宅は、どのように使われているわけですか、今。

もし、使われていないとするならば、定額料金は払っているだろうと思います。その辺り も考えたらいかがですかね。

- ○議長(阿南誠蔵君) 医療センター事務局長。
- **○阿蘇医療センター事務局長(井野孝文君)** はい、ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、光熱水費の電気料ですが、これにつきましては、基本使用料が、旧病院の倍近くなったということと、給食の熱源を電化に求めましたので、使用料もかなり多くなっております。そういった関係上で、単月の一番大きかったのが8月で、約300万円超だったんですが、今後、冬場を迎えまして、寒くなれば、当然、暖房の費用負担も考えなければなりませんので、一応、そういった最大値を前提として、予算を補正させていただいたということでございます。

それと医師住宅は、現在、6 戸ありますが、まだ入居はされておりません。ただ、電気代につきましては、契約をしているということと、換気上の電源を使っておりますが、一応、 費用はほとんどかかっておりません。

あと、入居につきましては、新しく来られる先生方の為に、一応、今、空けて待っている という状態でございますので、まず、新しく来られた先生が、入居をされ、その後、空けば、 おられる先生方にも入居していただくというような予定で、今後対応して参る予定です。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君)質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 11 議案第 109 号 新市建設計画の一部変更について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第 11、議案第 109 号「新市建設計画の一部変更について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

○総務部長(和田一彦君) ただ今、議題とさせていただきました、議案第 109 号「新市建設計画の一部変更について」ご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方 債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第36号)が施行され、被災地 以外の市町村においても、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたことに伴い、新市 建設計画の一部を変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6 号)第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の、10 ページから 36 ページにかけまして、新旧対照表により変更部分を表示して おるところでございます。全体の新市建設計画につきましては、全員協議会でお配りさせて いただいているところでございます。

阿蘇市建設計画は、合併町村の代表者からなる法定協議会において、承認されたものであります為に、大きな変更は行わず、いわゆる 10 年から 15 年に計画期間を延長すること。それから、それに伴う財政計画の変更、それと最新の指標手法の見通し、及び統計データの更新、それと文言の修正程度に止めております。

事業の追加といたしましては、九州北部豪雨を踏まえました、減債事業、防災対策それから、法整備に伴います6次産業の推進、それから平成25年度に指定を受けました、草原特区の活用等を追加している程度でございます。

尚、旧町村ごとに設置してあります、3 つの地域審議会への諮問、それから答申を経まして、今回の変更を行っておりますので、ご審議方宜しくお願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12 議案第 110 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市-の宮町1/ンフォメーションセンター) 日程第 13 議案第 111 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市一の宮町中央駐車場) 日程第 14 議案第 112 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市古代の里キャンプ村) 日程第 15 議案第 113 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市市中楽苑) 日程第 16 議案第 115 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館) 日程第 17 議案第 115 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館) 日程第 18 議案第 116 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市ASO田國空間博物館総合案内所) 日程第 19 議案第 117 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市駅前噴水広場) 日程第 20 議案第 118 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市駅前噴水広場) 日程第 21 議案第 119 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇中央公園) 日程第 22 議案第 120 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農新産物処理加工施設)日程第 23 議案第 121 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農村環境改善センター)日程第 24 議案第 122 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市高品質堆肥製造施設)日程第 25 議案第 123 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市光ネットワーク施設)日程第 26 議案第 124 号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市河蘇体育館)

日程第27 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇体育館武道場)

日程第 28 議案第 126 号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市阿蘇多目的広場)

日程第29 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市阿蘇農村公園あぴか)

日程第30 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市温水プール・温泉施設)

日程第31 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市交流促進センター)

日程第32 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市就業改善センター)

日程第33 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市一の宮体育館)

日程第34 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇市一の宮運動公園)

日程第35 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市-の宮社会教育センターグラウンド)

○議長(阿南誠蔵君) お諮り致します。

日程第 12、議案第 110 号「公の施設の指定管理者の指定について」(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)から、日程第 35 号、議案第 133 号「公の施設の指定管理者の指定について」(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)」までの 24 件を、一括議題と致したいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 御異議なしと認めます。

よって日程第 12、議案第 110 号「公の施設の指定管理者の指定について」(阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター)から、日程第 35 号、議案第 133 号「公の施設の指定管理者の指定について」(阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド)までを一括議題とすることに決定を致しました。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(和田一彦君) ただ今、一括議題としていただきました、「公の施設の指定管理の指定について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、いずれの議案につきましても、それぞれの公の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例(平成18年阿蘇市条例第1号)第5条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第110号でございます。

公の施設の名称、阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター。

指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

次に、議案第 111 号。

公の施設の名称、阿蘇市一の宮町中央駐車場。

指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

次、39ページです。議案第112号。

公の施設の名称、阿蘇市古代の里キャンプ村。

指定管理者に指定する団体、株式会社まちづくり阿蘇一の宮。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第113号。

公の施設の名称、阿蘇市神楽苑。

指定管理者に指定する団体、有限会社神楽苑。

指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。 議案第 114 号。

公の施設の名称、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館。

指定管理者に指定する団体、有限会社神楽苑。

指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。 議案第115号。

公の施設の名称、阿蘇市森の体験交流施設。

指定管理者に指定する団体、有限会社神楽苑。

指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。 議案第116号。

公の施設の名称、阿蘇市ASO田園空間博物館総合案内所。

指定管理者に指定する団体、NPO法人ASO田園空間博物館。

指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。 議案第117号。

公の施設の名称、阿蘇市駅前噴水広場。

指定管理者に指定する団体、NPO法人ASO田園空間博物館。

指定の期間、平成27年4月1から平成30年3月31日までの3年間でございます。 議案第118号。

公の施設の名称、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第119号。

公の施設の名称、阿蘇市阿蘇中央公園。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第120号。

公の施設の名称、阿蘇市農畜産物処理加工施設。

指定管理者に指定する団体、株式会社阿蘇おふくろ工房。

指定の期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間でございます。 議案第121号。 公の施設の名称、阿蘇市農村環境改善センター。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。 次に、議案第 122 号。

公の施設の名称、阿蘇市高品質堆肥製造施設。

指定管理者に指定する団体、阿蘇農業協同組合。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第123号。

公の施設の名称、阿蘇市光ネットワーク施設。

指定管理者に指定する団体、一般財団法人阿蘇テレワークセンター。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第124号。

公の施設の名称、阿蘇市阿蘇体育館。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第125号。

すみません、この 52 ページの議案集の中で、一部、脱字がございましたので、追加をお願い致します。「株式会社ASOワークネット 代表取締」の後に「役」が抜けておりますので、大変申し訳ございませんが、加筆をお願い致します。

公の施設の名称、阿蘇体育館武道場。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第126号。

公の施設の名称、阿蘇市阿蘇多目的広場。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第127号。

公の施設の名称、阿蘇市阿蘇農村公園あびか。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第128号。

公の施設の名称、阿蘇市温水プール・温泉施設。

指定管理者に指定する団体、株式会社東京アスレティックラブ。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第129号。

公の施設の名称、阿蘇市交流促進センター。

指定管理者に指定する団体、株式会社東京アスレティッククラブ。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第130号。

公の施設の名称、阿蘇市就業改善センター。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第131号。

公の施設の名称、阿蘇市一の宮体育館。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第132号。

公の施設の名称、阿蘇市一の宮運動公園。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。 議案第133号。

公の施設の名称、阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド。

指定管理者に指定する団体、株式会社ASOワークネット。

指定の期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。 以上、一括して説明させていただきました。

ご審議賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、谷﨑君。

○1番(谷﨑利浩君) 1番、谷﨑です。

全員協議会の時も質問いたしましたけども、改めて質問致します。

指定管理の何団体かに、ワークネットさんとか、神楽苑さんとか市長の名前で代表者になっておられるところが指定管理を受けております。

それが、条例、そういったところから見て、どういった見解で、大丈夫かどうかという話ですけれども、それに対して、詳しい説明をお願いしたいということが1つです。

逆に、他の団体に対して、市長の名前で出されてますけれど、それが、農協にしても田園 空間にしても商工会にしても、理事に議員がなった場合、或いは理事長に議員がなった場合、 指定管理は受けられるのかどうかについてご答弁をお願いします。

それともう1つは、期間が収益団体においては、3年では中々、事業計画が立てにくいので、3年から5年に変更していくことはできないか。

この3点について、お伺いします。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 総務課長。
- ○総務課長(髙木 洋君) お疲れ様です。

まず、1点目の質問に答えさせていただきます。

市長が取締役等になっている団体が、指定管理を受けることができるのかという質問でございます。

まず、地方自治法の中に 142 条ということで規定されております、概略、読み上げます。 「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し、請負をするものの無限責任者、 取締役、執行役員等になることができない」というふうに規定をされております。

指定管理者についての見解でありますけども、指定管理者制度においては、指定管理者は 請負、もしくは契約という解釈ではなくて、あくまでも指定というような、行政行為に基づ くもの、というふうに解されておりますので、何ら問題はないというふうに解しております。

また、議員さん方、または市の三役等が、こういった会社に入る場合には、直接的な経営権でありますとか、無限責任者等にならない限りは、今のところ、何ら弊害はない。ただ、政治倫理に関する条例の中で、できるだけ遠慮して下さい、こういった規定が記されているところになります。

以上です。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 財政課長。
- **○財政課長(宮崎 隆君)** はい、最後の質問の部分でございますが、期間を3年と5年というふうに分けております。

収益的な部分は、現在3年というかたちでございますが、これは勿論、今後、5年で検討するということは十分可能だとは思いますが、ただ、施設本来の目的維持の為に、過剰な利益追求と、あまり長くすると過剰な利益追求になる可能性もあるというかたちで、行政のチェック機能を働かせる為の、期間限定で、現在のところは3年というかたちに、各課の中で決めておりますので、これを今後3年にするとか、4年にするとか、5年にするのかというのは、また次回の時に、再度検討というかたちになってまいります。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 谷﨑君。
- **〇1番(谷崎利浩君)** 期間の問題については、経営の軌道が乗っているところはそれでいいかもしれないですけど、また新規である時には、そういったところを検討していただきたいと思います。

それと、先程、議員倫理のことですけども、議員倫理の内容をちょっと取り寄せて読んでみたんですけども、明確にはなってはいけないという規定はないので、何故かというと、今、非常に人材不足というのもありまして、町おこしにしても何にしても、議員が役職に付かないとやっていけない団体とかもあります。

そういった意味で、ご了承というか、ご理解いただきたいと思いますので、宜しくお願い しておきます。

- 〇議長(阿南誠蔵君) 総務部長。
- ○総務部長(和田一彦君) 今、市長の、兼業禁止の規定については、総務課長の方から説明がありましたけれども、指定管理につきましては、行政行為ということで受け入れはないというような説明がございました。

それと、追加でちょっと補足させていただきますが、組長につきましては、先程申しまし

た、いわゆる兼業禁止の規定の中で、ちょっと組長だけ、議員さんとか副市長とか、そうい う方は対象外なんですけれども、組長だけ例外規定が設けられております。

これも同じく、地方自治法の142条の中に書いてありますけれども、「同一の行為をする法人の取締役、執行役、監査役等にはなることができない」としてありますけども、括弧書きで、(当該地方公共団体が出資している法人で、政令で定めるものについては、この法人の適用を除く)ということでございます。

具体的に申しますと、市が2分の1以上出資している法人の社長に、市長がなったとしても、その団体と請負契約をすることについては、この法の規定は適用しないということでございまして、これについては組長だけの特例、議員の皆様につきましては、組合長とか理事とかそういうことになれば、当然この規定が適用されるということになっておりますので、宜しくお願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 他に質問がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第36号 議案第134号 字の区域の変更について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第36号、議案第134号「字の区域の変更について」を議題と致 します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

**〇経済部長(渡邊孝司君)** ただ今、議題としていただきました議案第 134 号「字の区域の変更について」説明をさせていただきます。

議案集の62ページから68ページでございます。

62ページをご覧ください。

提案理由でございます。

本件は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第2号に基づく区画整理(手野工区、黒川1工区、黒川2工区、山田工区、的石・跡ヶ瀬工区)の実施に伴い、字の区域を変更したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、一昨年の農地災害復旧事業の一環でございます。

災害復旧事業で、大量の残土が発生しました。その残土を活かした、低い水田地帯の盛土 工事を、各工区に分けて行ったというものでございます。この為、農地の嵩上げをしたこと で、字の区域の変更が生じたというものでございます。

63ページをご覧いただきたいと思います。

字の区域の変更調書ということで、変更前と変更後が載せてあります。

1 の手野工区でございますけれども、変更前、大字名が手野、字名が当ノ木 2766 の 3 の一部と 2766 の 4 の一部ということと、八反田 282 の一部から、ずっとありまして最後の 292

の6の一部という部分が、左の方の変更後の一ノ生婦の方に字が変わっていくというものでございます。以下、ずっとそういうかたちで、八反田についても、一ノ生婦の213の5の一部が八反田の方に変わるというかたちになっております。

2 の黒川 1 工区についても、変更前から変更後で、右の変更前の部分が変更後の方に移っていくというものでございます。これは、山田工区、的石・跡ヶ瀬工区についても同じでございます。

図面を見ていただきたいと思いますが、この図面も、嵩上げをしたというものでございまして、ほとんど、移動が若干なもので、図面にしておりますけれども、図面が 68 ページまで付けてはありますものの、移動を図面で見せるというのが、中々、難しいものがございますので、これは参考程度に見ていただければ良いかと思っております。

以上でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮り致します。

午前中、5 分程残っておりますが、続行しますか、これで午前中の会議を終わりますか。 [「終わり」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) では、午前中の会議をここで止めたいと思います。

午後1時から、会議を再開いたします。

#### 午前 11 時 56 分 休憩

#### 午後1時00分 再開

○議長(阿南誠蔵君) 午前中の会議に引き続き、午後の会議を開きます。

#### 日程第37 議案第135号 土地改良事業の計画変更について

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第 37、議案第 135 号「土地改良事業の計画変更について」を 議題と致します。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(渡邊孝司君) お疲れ様でございます。

ただ今、議題としていただきました議案第 135 号「土地改良事業の計画変更について」説明をさせていただきます。

議案集の69ページをご覧ください。

提案理由でございます。

本件は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項に基づく土地改良事業

の計画変更に伴い、同法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この議案については、昼前に説明をいたしました事業と同じ内容でございます。一昨年の 災害復旧事業の盛土工事の関連でございます。

盛土工事を行う事で、広い区域で土地区画の形状が変わることから、土地改良法の手続きを行っております。この為、土地改良事業の関係から、事業費・受益面積が 10%以上増減した場合は、計画変更の手続きが必要となっておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、中ほどの事業内容を説明させていただきます。

- 1、施行年度。平成25年度から平成27年度。
- 2、名称。団体営黒川、手野、三野地区土地改良事業。
- 3、工事場所。これは別紙図をつけております。次の70ページをご覧ください。

土地改良事業は、5地区でやっておりまして、先程、言いましたように、事業費・受益面積が変わったということで、3地区、計画変更の対象となっております。黒川地区、手野地区、三野地区でございます。

前に戻っていただきまして、4、工事概要でございます。

区画整理ということで、地区名、黒川、面積でございますが、上段が計画前でございます。 10.77ha、変更後が 10.77ha と同じでございます。 手野は 30.36ha が、29.67ha に変わって おります。 三野地区でございます、11.05ha が 11.04ha に変わっているということでございます。

5、概算事業費でございます。

黒川地区でございます。

事業費、上段が前ということで、3,575 万 3,000 円ということで、財源の内訳でございます国庫・県費補助金でございますが、1,787 万 6,000 円と市負担金が 1,787 万 7,000 円ということで、これは暫定で当初は入れてあります。50%、50%でございます。

変更後でございます。4,840 万5,000 円ということで、財源内訳は4,237 万4,000 円と、 市負担金が603 万1,000 円となっております。

国庫補助の部分については、補助率が確定しておりまして、97.4%と市の負担が 2.6%ということで、こういった金額になっております。

手野でございます。

変更前事業費でございますが、1 億 8,091 万 8,000 円。財源内訳が 9,045 万 9,000 円と、 市負担金についても同じでございます。

変更後は、2億2,968万1,000円ということで、国庫・県費補助金でございますが、2億1,782万6,000円、市負担金が1,185万5,000円となっております。

三野地区でございます。

変更前が 6,200 万 9,000 円。国庫補助でございますが、3,100 万 4,000 円、市負担金が 3,100 万 5,000 円となっております。

変更後でございますが、7,885 万 4,000 円と、国庫・県費補助金が 7,276 万 1,000 円、市 負担金が 609 万 3,000 円ということになっております。

これは、変更が生じた部分については、盛土量とか運搬距離が変更になった部分で、こういった事業費が10%以上変更したということでございます。この事業費が変更したことで、計画変更となっております。

- 6、施行方法、請負。
- 7、計画概要図、これは裏面の概要図のことでございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第38 議案第136号 工事請負契約の変更について

**○議長(阿南誠蔵君)** 日程第 38、議案第 136 号「工事請負契約の変更について」を議題 といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

**〇土木部長(伊藤繁樹君)** ただ今、議題としていただきました、議案第 136 号「工事請負契約の変更について」をご説明いたします。

議案集の71ページをお開き下さい。

提案理由でございます。

本件は、山田竹原線橋梁災害関連(山田橋下部工)工事契約の変更に伴い、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年阿蘇市条例第54号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、事業の名称。山田竹原線橋梁災害関連(山田橋下部工)工事。
- 2、請負金額。契約前が2億2,086万円、変更後が2億2,062万1,424円でございます。
- 3、変更による増減額。マイナス 23 万 8,576 円でございます。
- 4、変更理由。橋梁撤去に係る産業廃棄物処理費用の減少及び日本国内における急激なインフレーションによる労務資材単価に変動が生じたため。
  - 5、契約の相手方。株式会社熊阿建設工業でございます。

この変更理由が2項目ございまして、ちょっともう少しここをご説明致しますと、まず、橋梁撤去に係る産業廃棄物処理費用の減少でございます。

この山田橋は、平成24年の災害で被災した橋梁でございます。この橋梁は、昭和36年に 建設をされておりまして、築50年以上経過しておったということで、当時の設計図書とか が、保管がされておりませんでした。その為に、地中から下の部分については、同等の規模 の橋梁の設計というのがございまして、その部分で、一応、橋梁の橋脚が 2 橋ございました。 その地下部分は、杭径が 400 mmと、杭長 10mの杭を、32 本ずつ、64 本打ってあるということで、設計書を提出し、査定を受けた訳でございますけれども、これにつきましては、実際、 杭は打ってありませんでした。そういうことで、費用を減額ということで、産業廃棄物の撤 去費用が 275 万 8,885 円の減少になったという部分がございます。

それと、もう1つの部分ですけども、日本の国内における急激なインフレーションによる 労務単価と資材の単価が変動生じたということでございます。

これは、記憶に新しいものでございまして、本年度の当初に、国内のインフレーションに伴いまして、資材及び労務単価が急激に上昇しております。これに伴いまして、約款にも書いてありますけれども、請負代金の変更が生ずる場合は変更するということになっておりますし、熊本県におきましても、平成26年の2月以降に2ヶ月以上の工期があるものについては、変更していかなくてはいけないということになっておりました。

そういうことで、請負代金がこのインフレによる、インフレスライドというものでございますけれども、その2月以降の残工事の計算を、前の単価と今の単価を計算していきますと、計算値といたしまして、当然インフレで上がった部分の増額になりますけど、252万309円の増額になっております。

それを、今回、先程の減額もございますし、減額と増額の差を計算しましたら、ここにあります 23 万 8,576 円の減額ということになっております。

以上、ご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 39 議案第 137 号 市道路線の廃止について 日程第 40 議案第 138 号 市道路線の認定について

○議長(阿南誠蔵君) お諮り致します。

日程第39、議案第137号「市道路線の廃止について」及び日程第40、議案第138号「市 道路線の認定について」は、関連があることから、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 御異議なしと認めます。

よって日程第39、議案第137号及び日程第40、議案第138号を一括議とすることに決定 いたしました。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

**〇土木部長(伊藤繁樹君)** ただ今、一括議題としていただきました、議案第137号「市道

路線の廃止について」並びに議案第138号「市道路線の認定について」をご説明致します。 議案集の72ページ、73ページ。それから参考資料として74ページに付けております。 議案第137号の提案理由でございます。

本件は、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

中の方に表がございますけども、路線名、河陰阿蘇旧道1号線でございます。

延長は 991.70m、最大幅員が 19.5m、最小幅員 5.2m、起点が的石字渡上です。終点は 的石字襟でございます。

次に、議案第138号についてご説明致します。

提案理由でございます。

本件は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これも中ほどの表がございますが、路線名は、同じ河陰阿蘇旧道1号線でございます。起 点が変わります。的石字前田になります。終点は同じ的石字襟でございます。

74ページに図がございますけども、これでちょっと説明をしたいと思います。

この場所でございますけども、的石と跡ケ瀬に、この県道河陰阿蘇線、これ県道でございますけれども、大正橋が見えております。一級河川黒川に架かる大正橋、これを南の方に行きますと、赤水の方にまいります。

黄色破線の部分が、今回、廃止をお願いするものでございまして、赤色実線が認定という ことで、廃止して認定をするということございます。

その理由といたしましては、ちょっと飛び出ておりますけども、県道を挟んで、河川の右 岸でございますけども、市道大正橋跡ケ瀬線という市道でございますけども、そこに旧道1 号線、河陰阿蘇旧道1号線が、今、乗っているようなかたちになっておりますけども、実際 は、この赤色実線の方ということで、これが今年、調査をしておりましたところ、この過ち に気付きまして、過ちは正すべきであるということで、この重複部分を無くしたいというこ とでございます。

以上、説明を終わります。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第41 請願第2号 「消費税の増税中止する」を要請する請願書

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第 41、請願第 2 号「『消費税の増税中止する』を要請する請願書」を議題と致します。

事務局に、請願書を朗読させます。

[「省略」と呼ぶ者あり]

省略の声がございましたので、朗読を省略します。

紹介議員の説明を求めます。

16番議員、川端忠義君。

O16 番 (川端忠義君) こんにちは。簡単に、紹介議員としての説明をさせていただきます。

この文章の作成は、平成26年11月1日ということで、若干変わっています。

真ん中あたりに、「来年10月から、更に、安部内閣は圧倒的多数の国民の反対にも関わらず、来年10月から消費税を10%に引き上げる大増税路線に突き進もうとしています」と。ここが、若干、作成日よりも今日では変わっています。「1年半先送り」ということでなりましたが、安部首相は、「1年半先送りするが、1年半後になるけど景気がどうなっていても、10%への増税実施をする」というようなことを言って、それを国民の皆さんに真意を問うというかたちで、今、解散総選挙ということになっているところでありますが、消費税増税によりまして、そこに最初の方に書いてありますとおり、8%にしただけで消費が非常に冷え込んで、景気が悪化してしまったという状況であります。

それで、そういう消費税に頼ることでなくて、下に書いてありますように、所得や資産に応じた負担する応能負担の原則にたった税制計画をやれば、20兆円も消費税の倍くらいの増税ができますし、そして、国民の所得を増やしてすれば、経済の好循環を作り出すということで、消費税増税は、今、8%になったことで不況を呼び込んできて、更に、10%を1年先送りでありますけども、どういう景気の状況であろうとやるということは、中止すべきであるという請願を、国及び政府機関に出して欲しいという請願書であります。

皆さんのご同意を宜しくお願い致します。

以上です。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑をおこないます。

質疑はありませんか。

18番、藏原君。

- O18 番 (藏原博敏君) 今、紹介議員から趣旨の説明がありましたけども、この事は総務の方で審議されることですので、とやかくは言いませんが、一応、議会ですので、請願の趣旨に大幅な内容の変更があった場合は、それは修正して提出していただかないと、今年 10 月から消費税を 10%引上げると、一応、文面に書いてありますから、これは川端議員が気付かれた時点で、修正して出すべきだっただろうと。ただし、審議は総務でされますので、それから先のことは、私申しませんけれども、一応、議会提案ですので、そこの所は、はっきりして頂きたいと思います。以上です。
- ○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、請願第2号の質疑を終わります。

ただ今、議題となっております請願第2号については、所管の常任委員会に付託を致します。

# 日程第 42 請願第 3 号 「灯油高騰の緊急対策として、福祉灯油の実施を求める」を要請する請願書

○議長(阿南誠蔵君) 日程第42、請願第3号「『灯油高騰の緊急対策として、福祉灯油の 実施を求める』を要請する請願書」を議題と致します。

請願書を事務局に朗読させます。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 省略の声がございましたので、それでは省略を致します。

紹介議員の説明を求めます。

16番議員、川端忠義君。

○16番(川端忠義君) 紹介議員としての説明を加えます。

原油の価格の高騰で、灯油も非常に上がっています。最近は、ちょっと原油安で下がっていますが、今、円安が非常に進んでいる中で、今後、ほとんど原油を輸入に頼っている日本の場合は、ガソリン、灯油も含めて、高騰が予想されているところであります。

寒冷地では、現在、福祉灯油ということで支給されているところであります。例えば、宮城県仙台市では、福祉灯油という形で 5,000 円から 1 万円程度、生活困窮者及び社会的弱者の低所得者等への支援策が行われています。

阿蘇市の気温は、今朝も大変冷えましたが、仙台市と冬の気温はほとんど変わらないという状況で、阿蘇市の市民の生活困窮者の皆さんは、そういう福祉灯油があればという要求が非常に強い訳であります。それが第1点。

第2点は、国においても、こういう福祉灯油を法制化しようという動きもありますので、 これを促進するように、国・県に対しても、助成制度の具体化を申し入れたらどうかという ことで請願を行ったところであります。

以上、紹介議員としての説明を終わります。

宜しくご賛同の程お願いします。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、請願第3号の質疑を終わります。 ただ今議題となっております請願第3号については、所管の常任委員会に付託を致します。

#### 日程第43 請願第4号 「農協改革」に関する請願書

〇議長(阿南誠蔵君) 日程第43、請願第4号「『農協改革』に関する請願書」を議題と致 します。

請願書を事務局に朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(阿南誠蔵君)** 朗読を省略の声がございました。

それでは、省略を致しまして、紹介議員の説明を求めます。

17番議員、髙宮今朝秀君。

# O17番(髙宮今朝秀君) みなさんこんにちは。

それでは、「農協改革」に関する請願を行うにあたって、その趣旨、及び請願事項について説明をさせていただきますが、お手元の資料に、請願事項、趣旨についての文章はありますので、読んでいただけるとお分かりになると思いますけども、少し付け加えさせていただきます。

農協改革については、以前の郵政改革を彷彿させるところがあるように感じます。JAの信用、共済、購買、販売事業等がありますが、一部事業を株式会社や生協に転換するといった組織形態の転換を求める提言や、農業者以外も加入できる準組合員制度について、一定の事業利用の制限を求める提言。更には、現行では農協法に規定されている中央会制度について、一般社団法人への移行を求める提言等されております。

仮に、政府始動で、農協改革が進められた場合には、JAがこれまで行政関係機関と連携 して取り組んできました、様々な農業政策等の対応が困難になり、地域農業、地域社会全体 の衰退に繋がる事が懸念されます。

請願事項についての説明ですが、現在、JAは営農、経済、信用、共済、福祉等の事業で、 総合的なサービスを、農家組合員だけでなく、地域社会の市民にも提供しています。

政府が提言する組織形態の転換が進められた場合、これまでのような総合的なサービスが 提供できなくなる、或いは、不採算事業から撤退する等、結果として農家組合員や地域住民 に不便を強いることに繋がります。

次に、準組合員の事業利用、JA運営参画の促進についてです。

政府は準組合員の事業利用について、一定のルールを設けるように提言しておりますが、制限された場合には、JAがこれまで実施してきた年金受取等の金融事業や、生活購買事業、福祉事業等の利用が制限されることになり、結果、組合員や地域住民の日常生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

その為に、政府に対し、組織転換や準組合員に対する事業利用の制限等は行わないよう要求するものであります。

併せて、新たな中央会制度については、自助努力、自己革新等を図りますので、今後も引き続き、農協法上に位置付けされた組織とするように要求するものであります。

以上が、今回の請願事項であり、阿蘇市におかれましても、農協改革が単にJAだけでなく、地域農業、地域社会にも大きな影響を及ぼすことをご理解いただき、今回の要求事項の 実現に向けて、政府に対する働きかけを行っていただきますように、請願するものであります。

どうぞ宜しくお願い致します。

○議長(阿南誠蔵君) これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

16番、川端君。

**O16 番 (川端忠義君)** 内容については問題ないですが、請願者と事務局に、請願の様式を踏んでいませんので、その辺はして、内容のことではないですから。

ここの一番下に「上記の事項の実現に向けて、政府に強く働きかけるように請願します」 と。請願はですね、要するに、議会に請願して意見書を出して下さいということでしょ。

それと、請願の様式が、最初は請願の趣旨です。そして、請願の事項、そして地方自治法 第124条の規定によって請願書を提出しますというところですので、請願紹介される方、又 それを受付される事務局は、様式について十分気を付けていただきたいと思います。

これでは、請願の様式がなっていません。国に請願ということじゃなくて、市議会に請願して、国には意見書を上げろということであります。その辺がなっていませんので、ちょっと老婆心ながら、ご注意を促しておきます。

以上です。

〇議長(阿南誠蔵君) 分かりました。

「地方自治法第 124 条の規定により、上記のとおり請願書を提出する」を付け加えさせて、 改めてお願い申し上げます。

他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、請願第4号の質疑を終わります。

ただ今、議題となっております請願第4号については、所管の常任委員会に付託を致します。

以上で、議案等の質疑が終わりました。

それぞれの常任委員会付託につきましては、議案第99号から議案第138号まで、及び請願3件をお手元に配布しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

それではお諮り致します。

10分間程度、暫時休憩を致したいと思います。

暫時休憩中に、議会運営委員会を開きますので、委員会室にお集まり下さい。

10 分間、暫時休憩を致します。

午後1時33分 休憩

#### 午後1時47分 再開

○議長(阿南誠蔵君) 休憩前に、引き続き会議を開きます。

追加日程第1 発議第1号 阿蘇地域住民の早急な安心・安全な暮らしの実現に向けた緊急決議 〇議長(阿南誠蔵君) お諮り致します。

ただ今、田中則次君他3名から、発議第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(阿南誠蔵君) 御異議なしと認めます。

発議第1号を日程に追加し、追加日程第1号とし、議題とすることに決定致しました。 追加日程第1、発議第1号「阿蘇地域住民の早急な安心・安全な暮らしの実現に向けた緊 急決議」を議題と致します。

事務局に議案を朗読させます。

#### 〇議会事務局長(石嵜寛二君) お疲れです。

それでは、朗読致します。

発議第1号。平成26年12月8日。阿蘇市議会議長、阿南誠蔵様。

提出者、阿蘇市議会議員、田中則次議員。賛成者、古澤國義議員、髙宮今朝秀議員、藏原博敏議員です。

阿蘇地域住民の早急な安心・安全な暮らしの実現に向けた緊急決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

次のページをお願いします。

阿蘇地域住民の早急な安心・安全な暮らしの実現向けた緊急決議 (案)

阿蘇市において死者・行方不明者 22 名、住家被害 1,600 余をもたらした平成 24 年 7 月 12 日九州北部豪雨災害から 2 年 5 ヶ月が経過、現在、熊本県の主導により、将来の安全確保に向けた復旧工事、災害の防止・軽減工事が進められている。

特に、広範囲に亘る浸水被害の元凶となった1級河川白川水系黒川の改修にあっては183億円の事業費が投じられ、黒川河川激甚災害対策特別事業として輪中堤建設をはじめ、宅地 嵩上・遊水地建設・河道改修・河道掘削が計画され、工事も進められている。

その中でも宅地嵩上事業は他の事業と違い、熊本県から支払われる補償費をもとに直接住 民が事業主となり実施することになっている。しかしながら、工事は専門性を有し個人の責 任で進めることは無理がある。また、施工管理等細部にわたり特異な工事であることから、 施工中に疑義が生じることも推察される。

災害危険区域の指定は、将来の住家への浸水被害払拭のために、浸水区域一帯を災害危険 区域に指定し、将来の浸水被害防止に努めようとするものであり、その必要性は十分理解で きるものの、過疎化が進む地域の暮らしや将来の地域づくりに一定の制限を課すものであり、 コミュニティの崩壊や地域の安定的な発展の妨げとなることが危惧され、阿蘇市議会として も苦渋の選択となることは言うまでもない。

土砂災害警戒区域の指定についても、過去の災害において人命をも奪う山腹崩壊等が相次いだにもかかわらず、区域指定は全国平均・県平均に比べ著しく低い。中岳第一火口の活動活発化と長期化に伴い火山灰も多く噴出されることが予想される中、その降灰が大きく影響し、昭和28年、昭和55年、平成2年と大規模災害を引き起こした史実もある。

このようなことから熊本県におかれては、宅地嵩上事業の特殊性や阿蘇地域の地形・地質、 過去の災害史を十分考慮したうえで、地域住民が早急に安心・安全な暮らしを実現できるよ う、下記の事項について強く要望する。

- 1、宅地嵩上事業の円滑な実施にあたって
- (1) 宅地嵩上事業は、特異な事業であり施工前後または施工中に様々な課題が生じることが危惧される。事業主が安心して宅地嵩上事業に着手できるよう、あらゆる相談に応え得る責任の持てる専門的第三者機関を設置すること。
- (2) 嵩上高や将来の宅地造成基準を容易に認識できるよう、災害危険設定水位を示す標柱、またはそれに代わるものを各ブロックに設けること。
  - 2、阿蘇黒川の治水安全度の向上に向けて
- (1) 黒川激特事業完了に合わせ阿蘇黒川の根本的な河川改修事業に着工できるよう、激特事業期間中に河川整備計画の見直しを進め、新たな黒川中長期河川改修計画の策定を行うこと。
- (2)またそのためには、「黒川激特事業及び川づくりに係る連絡協議会」等を定期的に開催、会議内容を充実させるとともに、地域住民や関係者の意見を十分聴取すること。
  - 3、災害危険区域の変更・縮小にあたって
- (1) 災害危険区域の指定は、我々議員にとって大きな選択であると同時に、議決する以上 はその責任において、その区域の変更や縮小も行う必要がある。将来、その見直しを行う際 にも基礎数値データや計画図面の提示・作成など積極的に関わること。
  - 4、土砂災害の防止・軽減に向けて
- (1)「阿蘇地域土砂災害対策検討委員会」の報告を重視し、土砂災害防止法に基づく基礎調査を本年度中に完了、中長期対策箇所を決定・公表するとともに、継続的に砂防施設や治山施設の整備を進め、防災・減災対策を強く進めること。
- (2) また、砂防・治山施設の整備にあたり、事業の円滑な実施に必要な事項の協議、地域住民や関係者の意見を聴取する場として、連絡協議会を設けること。
- (3) 指定が遅れている「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を速やかに指定すること。

以上決議する。

以上です。

○議長(阿南誠蔵君) 事務局による議案の朗読が終わりました。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中則次君。

**○20番(田中則次君)** それでは、発議第1号、提案者の提案理由の説明を行います。

提案理由としましては、阿蘇地域住民の早急な安心・安全な暮らしを実現するため、黒川河川激甚災害対策特別事業実施等について、早急な対策を実施していただくことを熊本県に要望するものであります。

具体的には、決議文(案)に示してありますとおり宅地嵩上事業に伴う、住民の不安払拭 と円滑な事業推進、及び災害区域指定による、地域の暮らしや将来の地域づくりに対する不 安解消の為に行うものであります。また、降灰が大きく影響した過去の災害史からも分かり ますように、土砂災害に対しても早急な対応を願う必要があります。平成24年の九州北部 豪雨災害の教訓を、将来の阿蘇市づくりに活かしていく必要があります。

各議員におかれましては、決議文の趣旨をご賛同いただきますよう、宜しくお願い申し上 げまして、提案理由と致します。

○議長(阿南誠蔵君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

16番、川端君。

O16 番(川端忠義君) 決議の内容には異論ありませんけど、ここで決議して、今、ちょっと田中議員の口頭では説明はありましたけど、これを県に市議会の意見書として、僕は国にもした方が、国の出先機関がありますね、そこにも出した方が良くはないかと思いますけど、ご検討いただきたいと思います。

提案者にお尋ね致します。

- 〇議長(阿南誠蔵君) はい、田中君。
- **〇20番(田中則次君)** 嵩上につきまして、条例の制定の必要性が発しております。

その件につきましては、事業主体が県でありますので、とりあえず県の方にということで 考えております。

O議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

12番、五嶋君。

**〇12番(五嶋義行君)** はい、五嶋です。

これは、先日の全員協議会で出された内容ですが、その時にもあえて、2の「阿蘇黒川の 治水安全度の向上に向けて」のところで、もっと具体的に黒川の流量の確保を、毎秒 1,500 t というかたちで表すべきではないかと思います。

それともう 1 つ、4 の(1)「強く進めること。」とかいう言葉で、いつまでにそういう検討委員会を作ってやるとか、具体的な要求をしたが良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(阿南誠蔵君) 田中君。

**O20 番(田中則次君)** 先ほども申し上げましたように、嵩上げについての条例の制定を 急ぐということで、こういう議会としての提案をしたわけでございます。

先ほど、五嶋君からお話がありましたように、黒川河川の水量の問題とか、その辺に付きましても、各委員会、もしくは議員も参加して行われておりますので、その辺でも強く要望していけばいいのではなかろうかということで、今回については、条例に伴うところの提案としたところでございます。

以上です。

○議長(阿南誠蔵君) 他にございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって、

委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿南誠蔵君) 御異議なしと認めます。

従って、発議第1号は委員会の付託を省略することに決定を致しました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

O議長(阿南誠蔵君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第1号について、採決を致します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。 以上持ちまして、本日の日程は全部終了致しました。 本日は、これにて散会を致します。

お疲れ様でございました。

午後2時03分 散会